

発達障害議連：「発達障害者支援法」改正検討会における主な意見

●定義

- 発達障害の定義を、改訂が予定されている ICD・11 に配慮して見直す（全連協他）。
- 発達障害者の定義に「社会的障壁」を加えて、「発達障害及び社会的障壁により日常生活または社会生活に制限を受ける者」とする（自閉協）
- 発症者は人口の 10%（本田秀夫）。不登校・いじめ・ひきこもりの実態把握（片山泰一）

●目的・理念

- 「合理的配慮」を明記する（柘植雅義）。
- 合理的配慮…①医療・②交通機関・③店・④警察官・⑤裁判・⑥トラブルシューター・⑦ペアレントメンター（堀江まゆみ）
- 継時的インターフェイス（つなぎ）（本田秀夫）。ライフステージで途切れない支援（えじそんくらぶ・JDD）

●国及び地方公共団体の責務

- 「努める」を「しなければならない」に。（全連協）
- 市町村における支援体制を義務づける。（自閉協・全連協）
- 支援の階層 ①日常生活レベル（保健・保育・教育・就労・福祉サービス）…市町村、②専門性の高いレベル（評価・医療等）…都道府県政令都市…支援センター。（本田秀夫）
- 支援センターを核とする支援システム。人口規模に応じた配備（自閉協）、職員配備（全連協）。人口 30 万人に中核機能（本田秀夫）。
- 発達障害者支援体制整備検討委員会の設置義務化。行政内連携義務化。（全連協）
- 障害児福祉事業所・障害福祉事業所・相談支援等における受け入れの促進（自閉協・全連協）

●国民の責務

- 事業者・企業に発達障害者への配慮を義務づける（自閉協・JDD）。

●早期発見・早期支援

- 保健・福祉での早期発見・早期支援・家族支援（えじそんくらぶ）。
- アセスメントツールの開発と利用（アスペエルデの会）
- 家族支援、ペアレントプログラム（JDD・黒田美保）

●保育

- 子ども子育て支援制度との連携（自閉協・アスペエルデの会）

●教育

- 学校教育における個別的配慮・合理的配慮（自閉協・JDD・LD 親の会等）。
- 特別支援教育に、発達障害を位置づける（アスペエルデの会）、自閉症を位置づける（自閉協）。
- 教員への知識技能普及、教員養成課程での単位の必修化、発達障害教育担当免許状等（柘植雅義・アスペエルデの会・全特連他）。
- 通級教室の拡充。幼稚園・高校にも。（柘植雅義）
- 通常学級における発達障害の指導内容・方法の開発と学習指導要領への明記（自閉協）

●教育（大学・高専）

- 専修学校も対象に加える（自閉協）。

●就労支援

- 発達障害特性を考慮した就労支援（JDD）。
- 継続就労への支援（辻井正次・アスペエルデの会）。
- 大学と就労をつなぐ専門機関が必要（高橋知音）。
- 資格試験・採用試験での配慮が必要（高橋知音）。

●生活支援

- 高齢期の支援体制整備（自閉協・アスペエルデの会・志賀利一）
- 障害者の住居として高齢者の仕組み（サービスつき住宅等）を活用（アスペエルデの会）
- 就労支援と、生活上の支援。支援区分が低い。障害支援区分にヴァインランドⅡを活用。（アスペエルデの会）
- 交通機関・公的施設での見やすい表示（エッジ）
- 障害基礎年金の充実。（JDD）
- 障害支援区分は、適応行動の問題があっても判定が低く、支援が受けられない（アスペエルデの会）

●権利擁護

- 強度行動障害児者への対応と虐待防止（JDD）
- 契約時等の意思決定支援（自閉協）。
- 触法発達障害者への支援、司法における権利擁護と合理的配慮、発達障害の分かる精神鑑定者（自閉協・JDD）

●家族支援

- ペアレントトレーニング、ペアレントメンター、ペアレントプログラム（JDD・アスペ

エルデの会)

- 子どもの療育と保護者支援の両立（自閉協・本田秀夫）
- 家族の悩みへの支援、保護者への情報提供（LD 親の会・片山泰一）。

●発達障害者支援センター

- 支援センターの拡充・機能強化（全自者協・全連協・えじそんくらぶ）
- センター機能に、①発達支援専門員の養成と派遣、②圏域内発達障害者支援システム構築（自閉協）。
- 自閉症総合援助センターの法制化（全自者協）。
- 発達障害情報支援センターの予算・人材が不十分（尾辻秀久発障議連会長発言）

●医療

- 子どもの心の診療ネットワーク事業の強化（市川宏伸）
- 精神科医療の充実・医師の養成・中核機関（JDD・本田秀夫）
- 思春期以後・成人の医療充実（市川宏伸・JDD・自閉協）

●専門人材確保

- 支援者の専門性の向上（JDD 他）。
- 看護師・保育士・心理職・児童施設職員等の研修（JDD・アスペエルデの会）
- 人材確保の義務化（全連協）

●調査研究

- 発達障害の疫学調査（内山登紀夫）
- アセスメントツールの開発・利用。（アスペエルデの会・内山登紀夫）
- 女性発障者の課題把握と研究…①周囲が気づくにくい、②緊張のある対人関係、③精神症状の慢性化（神尾陽子）

●定義・対象・手帳

- 発達障害者手帳制度の創設、又は療育・精神手帳に発達障害を明記（自閉協）。
- 発達障害を療育手帳に統合、発達障害者支援法と知的障害者福祉法の統合（全自者協）

2015-08-08 文責 柴田洋弥